

国民健康保険70～74歳の被保険者に係る 窓口負担見直しについて

(見直しの趣旨)

70歳～74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっておりますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

見直しにあたっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。

(見直し内容)

○平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方
(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

- ・70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)の診療から、窓口負担が2割になります。
(例えば、平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。)

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。
・なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

○平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方
(誕生日が昭和19年4月1日までの方)

- ・平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。
(平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、これまでの3割負担から1割負担になります。)

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。
・窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

問い合わせ先 保険福祉課 TEL377-5659



「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」や 「子育て世帯臨時特例給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”

にご注意ください。

消費税率の引上げに際し、「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」・「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されることが決まっておりますが、住民の皆様からの申請を受け付ける段階ではありません。

具体的な申請の方法などが決まり次第、速やかに広報いたします。

このため 「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」 「子育て世帯臨時特例給付金」 に関して

- 市町村や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世界構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))に御連絡ください。

